

1940年代エジプトにおける 資本と雇用の「エジプト化」議論

池田 美佐子

はじめに

- I 第1次世界大戦後の経済分野における自立
 - II 1940年代半ばにおける海外資本をめぐる議論
 - III 1947年の株式会社法
 - IV 株式会社法成立以後の海外資本をめぐる見解
- おわりに

はじめに

1923年から1952年までのエジプトの立憲君主制期は、比較的自由な言論活動が展開された時代であった。新聞や雑誌などの出版活動がさかんとなり、種々の政党の存在、さまざまな思想の台頭、それを背景とした幅広い政治団体の興隆などがみられた。とくに同時期の後半期、1940年代から1952年の軍事クーデターまでの時期は、政治・社会問題が深刻化していくなか、エジプトが直面する数々の問題に対し、きわめて活発な議論が展開されていった。このような背景のもと、経済分野においても、経済学者、実業家、評論家、政治家、ジャーナリストなど多くが議論に参加した。

当時、経済分野で広く論じされたテーマの一つは、エジプトが経済発展を遂げるために、海外資本、海外企業に支配されたエジプト経済をいかに自立化させるかというものであった。自立化への動きは1920年代初頭から始まり、困難な局面を経験しながらも自立経済への道のりを模索し、第2次世界大戦後には、戦時中の工業発展を契機に債権国となり、経済発展の新たな局面を迎えた。この時期、さらなる経済発展と自立にむけての議論も活発化し、とくに海外資本と海外企業の「エジプト化」^(註1)をめぐる多くの意見が出された。

以下、この問題の1940年代における議論を追っていくが、ここで重要となるのが1940年代後半に一段と高まるエジプト・ナショナリズムである。とくにこの時期、経済と政治の問題はより密接に関わりあい、各論者の経済発展、経済自立の議論には各々のナショナリズム観が反映された。

なお、同論文は、政治文化史あるいは知識史の観点から、1940年代エジプトにおける経済の発展と自立の言説の輪郭を、論者の声を再現することを意識しながら描いたものである。立憲君主制期のエジプトの経済発展や自立をテーマとしたこれまでの研究は、経済史

的手法の研究（参考文献で挙げた範囲内では、Davis, Mabro and Radwan, 中岡, Şubayh, Tignor など）がほとんどであった。同論文は、経済史の観点からではなく、経済活動の指針となる経済理念や経済政策の形成の背後にあるさまざまな論者の見解や相互に影響しあう議論の展開を描くこと、つまり「知」の活動の一断片を描くことを目的とした。同論文では、史料発掘の不十分さや紙面の制約からより幅広い議論や議論の絡み合いを十分に提示するには至らなかったが、上述の目的への第一歩として位置づけたいと考える。同論文の中核をなす各論者の議論は、当時刊行された雑誌、新聞、議会議事録、政府関係資料などの一次史料に基づいている。

I 第1次世界大戦後の経済分野における自立

1882年に始まったイギリスの軍事占領期において、エジプト経済は、19世紀初めムハンマド・アリー時代に導入された高品質の綿花をイギリスなどへ供給する典型的な植民地型モノカルチャー経済の様相を呈した^(註2)。第1次世界大戦後、エジプトはイギリスから形式上の独立を得、立憲君主制の下で、真の政治的独立を獲得するために歩み始めたが、それは同時に経済分野での自立をめざす過程でもあった。

エジプトの経済分野での自立には、制度的な改善とエジプト人の商工業への参入という課題があった。制度的な改善としては、まず関税自主権の回復を目指し、これは1930年に達成された^(註3)。また、1936年のイギリス＝

エジプト条約の締結に続いて、翌1937年にはモントルー会議が開かれ、外国人に与えられていた経済的・法的特権である「カピチュレーション」^(註4)が廃止された。「カピチュレーション」の廃止は決定的で、エジプト経済の自立にとって大きな意味をもった。

経済分野の自立のもう一つの柱は、エジプト人の商工業への参入であった。19世紀半ば以降、近代的商工業・金融部門のほとんどは、外国人あるいは外国人居住者^(註5)によって所有・運営され、一方エジプト人の大多数は、農業や伝統的な商工業に従事していた。1914年の統計によると、エジプトの株式会社の資本総額1億15万2000ポンドのうち、9203万9000ポンド、つまりその約92%は、ヨーロッパを中心とした海外資本であった。また、1923年、エジプトの株式会社87社に関わったエジプト人取締役はわずか12人で、ビジネスの経験者は3人のみであった^(註6)。さらに、エジプトは農業国であり、近代的な産業の発展は難しいとする内外の根強い偏見も手伝って、大戦間期の経済分野におけるエジプト化は、エジプト人にとって未到の地に足を踏み入れる大きな挑戦であった。

このような状況において、経済分野のエジプト化に貢献した最も重要な功績は、1920年にエジプト人によって設立されたミスル銀行である。タラアト・ハルブ^(註7)に率いられたエジプト人実業家たちは、ミスル銀行を設立し、それに続いて1920年代から1930年代にかけて、製紙工場、綿紡績織物工場、映画会社、運輸会社、航空会社など多岐にわたる関連会社を設立し、ミスル・グループを形成した。しかし1930年代、ミスル・グループの経営は、世界恐慌の影響をうけて必ずしも順調ではな

く、経営を続けるためには、イギリスをはじめとする海外の資本や人材に頼る以外の方法はなかった^(註8)。このような困難に直面しながらも、ミスル・グループは活動を継続し、エジプト経済の発展に寄与していった。この功績はエジプトの近代産業の発展の象徴となり、エジプト人が経済自立への自信を深める大きな要因となった。

続く第2次世界大戦は、エジプトの経済自立へさらに弾みがかかる契機となった。同大戦中、エジプトの工業は飛躍的に発展した。これは、国際貿易の停止や連合国の軍事物資の需要拡大が原因で、大戦後、エジプトは債務国から債権国へと生まれ変わっていた。この時期、エジプトでは工業資本ならびに工業技術・経験が飛躍的に蓄積され、工業化に対するエジプト人の自信が急速に高まることとなった。

大戦後の新しい経済的な自信の高まりは、エジプトの商工業分野における新たなエジプト化への拍車をかけた。これと同時に、イギリス軍のエジプトからの撤退問題、さらにスーダン問題、パレスチナ問題なども表面化してエジプト・ナショナリズムが高まり、反イギリス、反西欧などの排外主義の風潮も強まっていった。

以下においては、このような時期における資本と雇用のエジプト化に関する議論に焦点を当てて検討してゆく。当時の議論を検討してゆくと、議論は、おおまかに二つの傾向が浮かび上がってくる。一つめの傾向は、エジプトの経済における海外の資本、人材、技術の役割を現実的に評価するものである。この議論は、先にも述べたように、ミスル・グループが1930年代に経験した試練を教訓として

いると考えられ、エジプト資本やエジプト人自身の経済活動の重要性を理解しつつも、エジプトの経済発展の観点から、海外の資本や企業活動の必要性を部分的に認めるものである。もう一つの議論は、経済の自立に主眼をおくものである。この立場には、当時のエジプトのナショナリズムから強い影響を受けているものが多い。以下に見てゆくように、政治的立場やイデオロギーの違いをこえて、実業家や経済学者は、前者の傾向を呈するものが多く、また同じく、政治、イデオロギーの立場にかかわらず、エジプトの完全独立の獲得を最優先する者は、経済の自立を主張する傾向にあることが観察される。しかし、エジプト人には程度の差こそあれ、ナショナリズム感情はだれもが抱いており、また、経済自立を経済的観点から主張するものも少なからずおり、経済発展、経済自立、そしてナショナリズムの三つの要素が絡まって議論が展開されている。特に1947年の会社法の成立は、ナショナリズムの高まりを象徴するものと捉えることができるであろう。

II 1940年代半ばにおける海外資本をめぐる議論

1. 「経済発展」派と「経済自立」派^(註9)の議論

上述したように、大戦間期における海外の経済協力の重要性は、特に海外資本の議論をめぐって明らかとなった。1930年代のミスル・グループを代表とする民族企業の展開過程で、エジプトの実業家、資本家たちは、グ

ループの企業を維持、発展させていくためには、海外資本は不可欠であることを学んだ。一方で、第2次世界大戦後にナショナリズムが高揚していくと、この立場から新たに海外資本の排除を唱える政治家などの声が大きくなっていった。

1939年にタラアト・ハルブが経営困難のためにミスル・グループの会長職を退き、そのあとを引き継いだのは、ハーフィズ・アフィーフィー^(注10)であった。彼の外国資本に対する考え方は、エジプト人実業家の多くの意見を代弁しており、経済発展のためには海外資本は重要とする経済的現実主義者で、「経済発展」派と見ることができよう。

アフィーフィーは、1944年2月に発刊された月刊誌『ムクタタフ』に「エジプトの工業：平和時と戦争時における国家発展への影響」と題する一文を寄せた。その中で彼は、海外資本は受け入れるべきであるが、それはエジプトが定める規範内であることを条件とすると述べている。しかし、この論文を詳細に検討すると、アフィーフィーは海外資本の経済効果を重視する立場にあることがわかる。彼は、「我々は、しかし、海外資本が我が国の法律に従う限り、エジプトの工業に投資を望む者の資本を排除すべきでない」^(注11)と主張し、その理由として、エジプトは実際多くの資本が必要であり、外国資本を拒否することはエジプトの経済発展の遅れを意味する、と述べている。さらに、外国資本にとってエジプトへの投資はリスク・フリーではないことを認識するよう読者に促し、海外からの工業資本の獲得は必ずしも容易ではないと言っている。また、海外資本が自由に投資されている国々の例を引用して、資本が国際化している現状

も指摘している。

「経済自立」派の代表としては、同じくタラアト・ハルブの指導下でミスル・グループに貢献した実業家のザカリーヤ・ムフラーン^(注12)があげられる。彼も、条件付きで海外資本を受け入れているが、アフィーフィーとの相違点は、海外資本の問題点をより強調していることである。彼は1944年5月に社会問題省発行の雑誌『社会問題』誌上に「エジプトの工業とその発展のためになすべきこと」というタイトルで一文を書いており、そこでは、海外資本がもたらす危険や緊張関係により焦点をあてて、自らの見解を述べている。基本的立場として、エジプトの工業化においては、「エジプトの資金やエジプト人関係者の参加なくして、海外資金の投資が奨励されることは、認められるべきでない」と述べ^(注13)、ムフラーンは、排除すべき海外資本について、以下のように述べている。

海外資本が、自らをエジプトに支社をおく海外企業としてはっきりと公言しようが、エジプトの立法の穴をくぐってエジプト国籍の薄いベールをうまく纏おうが、もし海外資本がエジプトの工業から自らを分離するようであれば、我々はこのような海外資本は歓迎しないし、エジプトでこのように興された工業は単に関税を免れたための海外企業としか見なさない。^(注14)

さらに、海外資本獲得の難しさを強調したアフィーフィーと異なり、ムフラーンは第2次世界大戦後に海外資本がエジプトに押し寄せてくると警告している。

大戦後、大規模の国際的な会社が、大資本を携えて工業を起すためエジプトを侵略する可能性が高い。それゆえに、このような会社がエジプトの会社を支配し、町工場の多くの職人を

排除しないよう、我々はそれが起こりうることを認識しなければならない。^(注15)

また、ムフランは、海外資本を監視するイギリスの委員会に言及し、エジプトは、イギリスよりもさらに真剣に海外資本の影響を認知すべきとし、アスワン・ダムや工業信用銀行のような大企業では、政府が事前に対処するよう促した^(注16)。

さらにムフランは、エジプト人の経営参加や雇用増加も重要であるが、それにも増して、エジプト人による株の保有が不可欠であると述べている。

エジプト人が海外企業の運営に参加したり、従業員として採用されたりすることだけでは十分でない。エジプト人がそれらの企業の株を買うことによってそれをエジプト化することが必要であると私は思う。これは、それが可能な人々にとって神聖かつ個人的な義務であると考えられる。^(注17)

ムフランは、後に、1947年6月の株式会社法についての上院議会での審議の際、事前に法案を検討した上院財政委員会の報告者を務めている。

ムフランと同様の議論は、1945年5月に日刊紙『ミスリー』に掲載された記事にも見られる^(注18)。この記事は、「エジプトの工業と海外競争」という表題で、著者は匿名の「経済研究者」となっている。この人物は、まず海外資本を純粋なナショナリズムの見地で狂信的に拒否する極端な立場は否定しているが、海外資本には二つの制限が必要としている。まず第1に、海外からの投資は単に外国企業の代理や仲介の会社を設立するためでなく、工場建設や工業設備投資の形で行われること、

次に株式会社においてはエジプト人が一定の株を所有することを条件とすべきだと説明している。さらに警告として、著者は海外で利益を追求する外国資本の本質を、次のように指摘している。

海外資本を受け入れた国は直ちに債務国となるということは証明済みである。その国は利子を払うことが義務付けられ、もしそれができなければ、資本はその市場から撤退するであろう。海外投資家は、自国以外で愛国的な奉仕のために自己資金を投入することはないのである。

これまでの海外資本についての意見を振り返ってみると、海外資本は一定の条件の範囲内でエジプトの経済発展において必要あるという立場はすべての意見に共通している。ただし、海外資本の評価には温度差がみられ、経済発展と経済自立の重点のおき方によって意見に違いが見られる。

2. マルクス主義者の議論

海外資本についての見解を、必ずしも政治的・イデオロギイ的立場によって推測することはできないことを説明するにあたって、当時のマルクス主義者が、第2次世界大戦後、海外資本をどのように議論していたかを取り上げてみたい。ここでは、アハマド・サーディク・サアドに焦点を当てる。彼は多くの論文を発表している著名なマルクス主義著述家である^(注19)。

サーディク・サアドは、自らの団体が発行する雑誌『新しい夜明け』に、「我々は、条件付きで海外資本を受け入れなければならない」という表題の論説で、海外資本について

の見解を述べている。表題が示しているように、彼の基本的な立場は、上述した人々の見解と同じく、海外資本を受け入れることに基本的には反対はしていない。サーディク・サアドは、エジプトは経済発展を遂げるために多くの投資を必要としていると述べ、その獲得については、「エジプト国内である程度は調達することができるであろうが、海外からも導入せざるを得ない」^(注20)とし、「これは異論の余地のない事実である」と明言している。しかしながら一方で、彼は、海外資本の導入は絶対的に受け入れがたいとする共産主義者からの反論を予想している。反論者は、自分(サーディク・サアド)の立場はエジプトを植民勢力に従属させるものであり、累進課税の導入などによって、海外資本に頼らず必要な資金を捻出できると反論するであろうと説明している。これに対してサーディク・サアドは、このような意見はエジプト経済の現実を無視していると、切り返している。

このような人々は、資本増加の問題が我々の緊急の問題であることに気がついていない。我々は、この問題を避けて単に理論に忠実であるばかりではいけないのである。重要なことは、これについて我々が自分の立場を直ちに明確化することである。^(注21)

つまり、自分達が今緊急になすべきことは、過去の資本不足の苦い経験を避けるために、投資受け入れの条件を設定するべきであると説いた。続いてサーディク・サアドは、海外からのエジプトへの投資やアメリカの海外全般での投資パターンを検証し、海外投資の多くは、投資を受け入れる国の経済発展に寄与はしてないと結論付けた。彼は、このような

投資を「寄生的」投資と呼び、特に天然資源開発への投資について危惧を表明している。つまり、海外企業によって採取された天然資源は、直接投資国に送られたあと工業製品の生産に使用され、その製品は国際的独占によって決められた価格で、今度は資源産出国に売られる仕組みになっているとしている^(注22)。したがってサーディク・サアドは、エジプトが受け入れる海外資本の第一の条件は、生産的な資本であり、「エジプトに導入される海外資本は寄生的であってはならず、その大部分が我々の国家経済の建設に投資されるべきである」と述べている^(注23)。さらに、海外資本はエジプトの中小企業を消滅させるような独占資本となるべきでなく、労働者を資本主義の強欲に晒すべきでないとも警告している。

上述の論説を発表した1カ月後の次号に、サーディク・サアドは、この論説に反論した読者への回答記事を掲載している。上述の論文について、共産主義者をはじめとする『新しい夜明け』の多くの読者が、彼の海外資本に対する現実路線は妥協しすぎであると反論したのは、想像に難くない。サーディク・サアド自身も批判の一部を受け入れており、特に論文の表題については、訂正を行っている。つまり、自分の真意を伝える最良の表題は、「我々は、条件付きで海外資本を受け入れなければならない」ではなく、「我々は海外資本に条件を加えなければならない」であるべきとする意見には同意する、と述べている。さらに彼は、海外資本に課すべき条件は、エジプト国民の経済的社会的福利に貢献するものと明言すべきであったと認めている。

しかし彼は、「集団所有的」生産様式のみを認め、「社会主義的」あるいは「共同体的」生

産様式をも拒否するきわめて教条主義的な立場をとる、アレクサンドリア在住の読者の意見には、反論している。サーディク・サアドは、「社会主義体制のみが矛盾や危機から解放された体制である」ことは認める一方で、現行の体制内における部分的な改革の重要性を擁護している。

第一に、部分的な改革は、搾取者を弱化させ、物質的精神的に労働者の力を高める。第二に、現在の資本主義体制は矛盾と極度の悪に満ちていると認識することだけでは、全く不十分である。そうではなく、我々はエジプトの資本主義体制の特徴は何であるか、そして、エジプトの矛盾は何であるのかを知るべきである。それによって、我々は、通常の平和的な方法で闘争を可能にすることができるのである。^(注24)

さらに海外資本について、「条件付きで海外資本を受け入れることと、国家経済の成長と発展の間に矛盾はない」とし、実際にソ連の例があると付け加えている。

3. 強硬派の議論

これまで見てきたように、海外資本について、多くの論者は条件付きでその必要性を認めている。しかし、西洋からの資本の流入を基本的に全面拒否するという考えも存在することは確かである。1930年代からエジプトに台頭してきた新しい急進勢力の一つである「青年エジプト」の見解は、この代表である。

「青年エジプト」は1930年代初めより、国内資本による工業化を強く訴えてきた学生中心の組織である。この組織は、個人から草の根的に資金を募ってタルブーシュ(トルコ帽)工

場を建設した「ピアストル事業」から発展していったもので、新しい世代に大きな影響を与えた^(注25)。したがって、1940年代半ばの経済ナショナリズムが高揚した最中、「青年エジプト」がエジプトの工業化から海外資本を排除することを訴えたのは驚くに値しない。1945年の同組織の機関誌『青年エジプト』に掲載された「エジプトの問題と明日へ向けての解決」という記事でも、エジプト資本による企業の設立が叫ばれている。

なによりもまず、これらの[エジプト資本による]事業を国の強固な壁で囲わなければならない。我々は、海外資本が侵入することを許してはならないのである。我々は、あらゆる手段を駆使して、海外企業がそれを征服することを防がなくてはならない。^(注26)

このように、海外資本に対して、強硬に反対するエジプト人の声があったことも確かであるが、とくに民族資本のみによる経営の難しさをミスル・グループの経験から学んだエジプトでは、この時期に全面的な海外資本の閉め出しを主張するのは、「青年エジプト」のような急進的なナショナリストたちに限られていたと言えよう。より中心的な課題は、海外資本をどのように制限するかであった。とくに1940年代半ば過ぎになると、この問題はエジプトのナショナリズムの高揚と連動していき、ついには以下にみる株式会社法の制定へと発展していった。

Ⅲ 1947年の株式会社法

海外資本や海外企業の経済支配を制限するエジプトの試みは、1947年の株式会社法に具現化された。この法律は、海外企業におけるエジプト人の資本と雇用のシェアを拡大したのみならず、エジプト・ナショナリズムの具体的な成果として、経済的にも政治的にも大きな意味があった。ただし、同法律は、エジプトの会社における海外の資本や企業の影響力を制限するだけでなく、エジプト人取締役の資格規定も含まれていた。議会議事録を見る限り、エジプト議会での同法律の審議においては、エジプト人取締役の資格規定、特に政府関係者の取締役としての資格制限や一人あたりの取締役兼任数の制限などに多くの時間が費やされ、海外資本と外国人雇用を制限する規定の審議は、対照的に短いものであった。このことは、後者の議論が重要ではなかったと解釈するよりは、当時議会議員の間では、海外の影響を制限する法案について、政治的・経済的な観点から、基本的な同意が成立していたのではないかと推察される。また、同案に賛同しない議員についても、経済ナショナリズムが高揚した時期に、あえて強く反対を表明して不利な立場に陥ることは得策ではないと判断したとも考えられる。

1947年の株式会社法では、会社におけるエジプト人の取締役、一般職員、労働者、およびエジプト資本の割合が規定された^(注27)。最終的に可決された法案では、エジプト人は最低限、取締役の40%、一般職員の75%、労働者の90%を占めることが決定された。また、

新会社の資本の51%はエジプト人が所有することも決められた^(注28)。

1947年の株式会社法は、海外の資本や企業で占められたエジプトの商工業のエジプト化への長い道のりの成果を象徴するものであった。1920年のミスル・グループの創業から始まり、海外企業の役割を規定した1923年と1927年の過渡的な法令や法律の制定を含め、さまざまな努力がこの1947年の法律として結実したといえる^(注29)。

1. エジプト議会での法案審議

株式会社についての法案は、はじめ1939年に下院議員のアター・アフィーフィー^(注30)によって議会に提出された。その後、1941年3月18日と1946年4月19日に議会で審議されたが、法案の最終審議と決議は、1947年まで持ち越された。

1941年と1946年の審議に加わった下院議員は、その審議でこの法案がどのように扱われたかについて回想しており、「(法案の)制定については多くの野次や反論があり、法案の審議を遅らせたり、また最終的に抹殺してしまうと前政権によるかなりの策略があったと語っている^(注31)。この法案への風向きが一転して1947年に可決されるに至ったのは、ナショナリズムの盛り上がりのほかに、強権を発動して法案を妨害したスィドキー政権が退場し、代わったヌクラシー新政権が、この法案を積極的に支持したか、あるいは、支持せざるを得なくなった事情にもよるであろう^(注32)。

法案はまず、1946年4月に下院本会議で審議され、その後下院の立法委員会に送られた。

そこで修正案が作られ、同年12月に同委員会
で可決された。修正案は、翌年1947年1月か
ら2月にかけて、再び下院本会議で審議され
たのち可決され、続いて7月に上院本会議で
も可決された。

法案は、下院の立法委員会での審議から上
院での1947年7月の可決までの過程で、幾度
か修正されることとなった^(注33)。上院で可決
された最終案は、最初の法案と比べると、海
外企業の投資と雇用に対する規制がより強ま
った^(注34)。まず初めに、下院の立法委員会
ではエジプト人取締役、一般職員、労働者の割
合が大きく修正され、アター・アフィーフ
ーの原案では取締役の最低3分の1のみがエ
ジプト人であったのに対して、同委員会の修
正案では、最低で過半数と修正された。最終
的には、下院本会議でこれは40%に削減され、
この割合が上院本会議でも認められた。また、
アフィーフーの原案では、一般職員の最低
50%はエジプト人で、その給料の最低50%も
エジプト人に分配されると規定していたが、
下院の立法委員会は、エジプト人の一般職員
ならびにその給料ともに最低75%に変更した。
一方、下院本会議では、エジプト人一般職員
数の75%への増加は認めたが、給料について
は65%に引き下げた。最後に、アフィーフ
ーの原案で、エジプト人労働者数は最低90%
となっていたことについて、両院本会議はこ
れを了承したが、その給料に関しては、下院
で原案の最低90%から最低60%に下げられた。
しかし、上院の審議ではこの労働者の給料の
割合が今度は80%に引き上げられた。

しかしながら、法案の最も注目すべき修正
は、上院の財政委員会で行われた。同委員
会は、エジプト人雇用のみならず、エジプト資

本の割合を規定する全く新しい条項を加える
ことを決定した。それは、新しく設立される
海外企業の資本の最低51%はエジプト資本で
あるべき、とするものであった。既存の海外
企業はこの規定条項に応じる必要はなく、新
法案は3年以内に施行されるとした。最終的
に、上院、下院ともにこの新条項を承認した。

下院の立法委員会は、説明文を法案ととも
に本会議に提出したが、それは当時の経済ナ
ショナリズムの高まりを強く反映したもので
あった。その説明文で委員会は、冒頭からエ
ジプトの株式会社における海外企業の支配状
況について説明を行っている。海外企業はし
ばしば「国家内の国家」と呼ばれているとし、
そのエジプト経済における優位を以下のよう
に述べている。

周知のように、エジプトにおける株式会社の設
立は海外資本によるものであり、その取締役会
はほとんど外国人で構成されており、これらの
会社が及ぼす影響は、国家利益に反するといえ
る。労働者や一般職員として雇われているエジ
プト人は、会社の運営と収益にほとんど関与し
ていない。消費者としてのエジプト人もまた、
これらの会社が享受している公益事業の独占
と管理の前になすすべがない。^(注35)

同委員会は、法案はこれらの海外支配の暴
挙に対する国の闘いの一部であり、この闘い
の目的の一つは、国家の「経済的独立」の獲
得であるとしている。

完全主権の獲得に向かって確実に歩んでいる
エジプトは、経済的独立を実現するこのような
法律を断固必要としている。これは、我々の再
生の足掛かりであり、我々の進歩への希求の基
礎となるものである。^(注36)

実際、下院と上院におけるこの法案の審議は、上述したように、海外企業の資本や雇用に制限する条項よりも、エジプト人取締役の資格に関する条項により多くの時間が割かれた。まずは、両院ともに法案の全般的な内容をまず審議し、各条項の検討に移る前に同法案を原則的に承認するかどうかを決定した。両院ともに全般的な議論はわずかな時間で終え、直ちに採決を行った。下院においては、反対意見を述べる議員はいなかった。一方、上院では唯一、タウフィーク・ドゥース^(註37)が、法的な整合性を理由を根拠に法案に難色を示した。彼は、法案に明らかに反対することを避け、新しい合同委員会に法案を委任する動議を提出した^(註38)。ドゥースは、同法案は通商法に関係し、また刑罰の条項を含んでいるので、財政委員会ではなく通商と司法の合同委員会で検討されるべきであると論じた。また、彼は法案のある条項は憲法の条文と相容れないとも指摘した。

しかしながら、ドゥースを支持する他の議員の発言は全くなく、逆にその発言は上院議員の多くを怒らせ、彼は罵声を浴びることとなった。ドゥースの動議について冷静に反応したのは、フアード・スィラーグ・ディーン^(註39)で、ドゥースは後に関連の条項が審議されるときに憲法上の問題を指摘すればよいと指摘した。また、上院財政委員会の報告者であったザカリーヤ・ムフラーンは、ドゥースは法案が最初に委員会に委任されたときに反論を述べるべきであったとし、さらに、「彼が今出した提案は委員会の法案についての多大な仕事を無駄にしようとするものである。……彼の発言はまさにつぼみを摘み取るような行為である」^(註40)とドゥースを批判した。ムフラーンはさらに、

上院の本会議には、いかなる委員会に対してとも法案の検討を委任できる権利があると指摘した。以上のように、ドゥースの動議は簡単に拒否され、上院は法案を原則的に可決し、さらに各条項の審議に移っていった。海外の雇用と資本を規制した個別条項の審議は、ほとんどが法案作成上の技術的な問題に終わった。

この法案が1947年に、両院においてスムーズに可決された背景には、「完全なる独立」の達成への悲願と並んで、真の国家経済の発展のためにこの法律が不可欠であると多くの議員が信じたことが背景にあったのは、間違いないだろう。しかし、ドゥースと同様にこの法案に賛成ではなかったが、上院の審議中にあえて発言をしなかった議員もいたと思われる。その一例として、サアド党の上院議員であり、元通商産業省大臣のサーバー・ハバシーを挙げることができる。ハバシーは、上院本会議の審議前に、在エジプト・アメリカ大使と面会した際、アメリカに不利となる法案の内容はどんなものでも排除すると約束していた。しかしながら、ハバシーのこの発言について同大使は否定的で、アメリカ国務省への報告書には、「彼はさまざまな企業と関係があるため、考えが偏っていると批判される可能性があり、上院の審議で積極的な役割を果たすのは好ましくないと述べている。さらに同報告書において、ハバシーのエジプトでの立場に言及し、「民族主義的な法案に対して反対する立場にあると現地では見られて」おり、「したがって彼の意見は[エジプト人の間では一引用者]無視されている」と記している^(註41)。

また、イギリスの情報を引用したアメリカ

大使館の他の報告書において、「上院議員の多くは、法案に賛成の投票を行わなければ悲惨な結末が待っているという内容の脅迫状を受け取っている」と報告している。ただしこの情報は、慎重に評価する必要があるというコメントも付け加えている^(註42)。

2. 株式会社法に対する在エジプト海外勢力の反応

株式会社法の制定を多くのエジプト人が当然の帰結と考えていたのに対し、エジプト在住の外国人実業家、外交官、外国人ジャーナリストたちは、この法案が可決されたことに、驚きを隠すことはできなかった。1947年の下院での審議が始まる前に書かれたアメリカ大使館の報告書は、「アメリカ人実業家らはこの法案が下院を通過する可能性は低いと見ている」とあり、法案の通過は予測していなかったと思われる^(註43)。下院での通過後、イギリスの通商代表は、「この法案は停止状態にあると当然ながら考えていた」ので、下院での結果に「不意打ちを食らうこととなった」と1947年2月の報告書に述べている^(註44)。

法案の可決が現実になりつつあるとの予測が強まると、エジプトの外国人コミュニティでは、法案を非難し、エジプトでの自分たちの経済活動を擁護する空気が強まった。この法案は、エジプトの外国人の経済活動と外国人コミュニティにとって大変不利に働くだけでなく、長期的には、エジプトの経済にも悪影響を及ぼすという見方が主流を占めた。

下院立法委員会で法案が可決された当時、イギリス系の主要日刊紙『エジプシャン・ガゼット』の論説は、委員会での可決という事

実のみならず、委員会が示した可決の理由の論調に対して強い憂慮を示している。例えば、「海外の企業権益は、この国を人質にとって金を要求している」ことと同じであると委員会はコメントしているが、これに対し、同紙の論説は、これはエジプトにおける海外の企業活動についての「危険な」一般化であると批判し、海外企業の不正行為は一部にはあるが、「少数の誤った行為のために、海外企業全体を強く非難し、罰則を与えることは間違いである」と論じている。また、海外企業の多くは国内感情を理解しており、「ビジネス能力のある人材が十分いれば」、エジプト人を雇いたいと思っていると付け加えている^(註45)。

能力のあるエジプト人取締役や一般職員を見つけることは難しいというのは、海外企業が自らを弁護するときに往々にして用いる説明であった。アレクサンドリアのアメリカ総領事は、約1年後の1947年12月と翌年1月の2回にわたって、可決された法案についての同市の反応を報告書に書いているが、「能力のあるエジプト人はまずいない」と明言している。またこの法律の影響については、「海外企業は、会社を閉じるか、法律違反で罰されるかのどちらかに直面することは避けられないだろう」と予測している^(註46)。企業の中には、アレクサンドリアから他の港に移動するか、エジプトの企業に活動を依託することを考えているケースもあると伝えている^(註47)。

同総領事は、さらに、アレクサンドリアの外国人コミュニティ全般の反応も記している。この法律の影響は、「アレクサンドリアでは特に感じられており、怒りも表明されている」^(註48)とし、この法律が適用されれば、「外国人の大多数は最終的にこの国を去らざるをえなくな

る」^(注49)と報告している。また、アメリカや他の国々にビザを申請する人々の数が増えているとも伝えている^(注50)。

上述した『エジプシャン・ガゼット』の論説と同様に、外国人関係者のほとんどは、この法律はエジプトの経済にも悪い影響を及ぼすと見ていた。アメリカ国務省官僚の1人は、1947年8月に「エジプト人は海外資本を誘引することが困難となるであろうし、それによって国の経済発展も損なわれることになるだろう」と覚書に記している^(注51)。先のアレクサンドリアの総領事も同様の見解を記録しており^(注52)、またエジプト人のなかにも、プライベートには同じような発言をする人々がいると付け加えている。

この国の経済状態は、外国人の友好的で賢明な協力に頼らざるを得ず、この先数十年はそうあり続けるであろう。経済の混乱や崩壊が起こることはなくとも、それなしでは経済は確かに低迷するであろう。見識の高いエジプト人も個人的にはこのような考えをもっているが、あえて公に発言するものはいない。^(注53)

以上みてきた見解からもわかるように、海外企業ならびに外国人居住者は法案の可決によって、不利な立場に追いやられることが予想された。また、現地の外交筋やメディアなども、この法律がエジプトの経済に悪影響をもたらすと見ていた。しかし、実際にはこの法律の適用は、比較的緩やかであり、当初に見られた怖れは多少和らいだ。しかしながら、長期的に見ると、この法律は現代エジプト史におけるエジプト化の一つの通過点であり、10年後にはさらに本格的なエジプト化の時代を迎えることになる。

3. 株式会社法についてのエジプト人の見解

株式会社に関するこの法案は、1947年8月4日のエジプト政府官報に発表されて、正式に法律となった。同時に、上述したように海外関係者の懸念が高まっていったが、これに対して、エジプト人側からは法律を擁護する見解も聞かれるようになった。官報の発表から数週間後、有力日刊紙『アハラーム』は、法案を擁護する二つの記事を掲載した。二つ記事はともに、ナショナリズムの論調を色濃く帯びているものであった。

「会社法」という見出しの最初の記事は、1947年9月1日にアハマド・イブラーヒーム・アハマドという行政裁判所の法務官によって書かれたものである^(注54)。アハマドはこの記事で、新聞や金融関係者による、同法律は海外権益とエジプト産業の両方において有害であるとの批判に反論し、下院の立法委員会の見解と同じく、これは、国家独立の最終段階としての「経済独立」を求める国民の強い意志から生まれた当然の帰結であると主張している。

自国の尊厳と深い関わりのあるこの法律制定への道は、国民一般の民族意識の高まりと、モントルー会議で決定された我々の法的独立に続く経済独立への自然な動きの最終的な産物である。

続いてアハマドは、他国における類似の法律やまた他国には珍しいエジプトの外国人による土地所有の実態をあげて会社法を擁護し、さらに同法の適用の方法について見解を述べている。

3週間後に掲載された二つめの記事は、「新しい会社法について：この法律は株式会社のエジプト化を保証するか」という見出しで、ガマル・ディーン・ウティーフィーという司法長官補によって書かれた^(注55)。ウティーフィーは其中で、通商産業省で最初に草案された内容や他国で施行されている同様の法律と比べ、この法律がいかにも穩健であるかを強調している。ウティーフィーはさらに、エジプト経済の発展にとっての海外資本の役割は認識しているとしながらも、「経済帝国主義」という用語を用いて、海外資本を受け入れる危険性を強調している。

海外資本の背後には危険が宿っている。その危険性は、いくつかの出版物に書かれているように、いわゆる新しい帝国主義の特徴の一つである。そして、それは最終的に経済的支配を強要するものである。したがって、立法者がまず行うべき義務は、国家経済を守るために海外資本を規制することなのである。

さらに、ウティーフィーは可決された法律について厳しい評価を下している。原則的にはこの法律を支持するが、海外資本や外国人取締役、一般職員への規制は穩健すぎると論じている。例えば、法律の最終案では、場合によっては、海外企業において49%以上の海外資本が許されることを指摘し、通商産業省による草案では、このような例外条項はなかったと言っている。また彼は、エジプト人取締役は最低40%という最終案の条項についても、「取締役の過半数をエジプト人とすべき」と主張し、「通商産業省が用意をした最初の草案はより大胆であった」と述べている。さらに付け加えて、もとの法案と異なり、最終案

では会社の社長などもエジプト人であるべきという条項も削除されているとし、また、外国人職員の割合の枠外で、海外の技術責任者や技術顧問の雇用を認め、また外国人とエジプト人の給料体系も同等でないと指摘している。

経済学者のA. A. I. グリートリーは、ロンドン大学に提出したエジプト工業に関する論文を1947年の*L'Égypte Contemporaine*に掲載したが、その論文のなかで、同法案についての自分の見解を述べている。グリートリーは、エジプトの経済発展に支障を与える問題点もあるが、エジプトにおける世界に比類のない海外資本の独占を緩和し、海外との関係を断絶するような過激な方策を避けるためにはこの法律は必要である、と基本的には肯定的に見ている。

エジプトの経済発展に与える問題点については、以下のように述べている。

経済学者はそれ[法案事項]を単純に非難はできないが、急速な工業化の希望とは相容れないと指摘できる。したがって、海外資本の減少を補うための国内貯蓄や投資を増やす方法が取られない限り、有害といえるであろう。^(注56)

しかし、グリートリーは、この法律のエジプトでの必要性を次のように説明している。

しかしながら、エジプトにおける海外資本は世界のいかなる場所にもないような特権を享受しており、「平和的な改革」によってこれまでの不満を解消することが必要であろう。海外勢力が[この法律への]抵抗を強めれば、…エジプトと外国の間の経済協力を阻止する排外主義の台頭を許す危険性を孕んでいる。^(注57)

IV 株式会社法成立以降の海外資本をめぐるとの見解

以上見てきたように、1947年の会社法の法制化は、エジプトの外国人コミュニティの懸念をよそに、大戦中の経済発展、とくに工業化へのエジプト人の自信の深まりを背景に、1940年代後半に高まったナショナリズムの追い風によって実現した。一方で、大戦後になると海外企業や外国人資本家は、エジプトでの経済の自立化の気運を察知してエジプトへの投資を手控えるようになり、会社法の成立で、この傾向はさらに強まった^(註58)。一方で、上記に引用した外交筋の情報にもみられるように、エジプト人経済学者や実業家のなかには、ナショナリズムと一体となった経済的な自信の深まりに対して、懐疑的な態度をとる人々もいた。この一部のエジプト人は、エジプトの経済発展は始まったばかりであり、エジプトの工業は莫大な資本が必要であるばかりではなく、技術、経営などの面において外国から学ぶべき点が多くあることを認識していた。

このように、大戦後の経済発展に関する異なった考えが交錯するなかで、会社法の成立後の1940年代の終わりの時期より、動向が注目される海外からの投資についてより綿密な議論が展開されることとなった。ここでは、異なった立場の見解を明らかにするために、自由主義的立場と社会主義的立場をとる二人の経済学者の見解を取り上げることとする。両者ともにエジプトへの海外資本が必要と考えることについては同意見であるが、前者は、

海外投資家の立場に立って、いかにエジプトへの投資を容易にするかを説明しているのに対し、後者は、エジプトの国益に沿った形でエジプトの工業化への海外資本の参入を唱えている。

自由主義の立場をとる経済学者として、ムハンマド・アリー・リファアト^(註59)の見解を見ていく。彼は、1951年に出版した論文集『エジプト経済の問題』の中に「エジプト企業における海外資本投資」という論文を書いている。リファアトは其中で、まず、工業発展のためには莫大な資本を要するが、これがエジプトでは不足しており、実際にエジプトは条件付きの海外投資を受け入れる傾向にあると述べている^(註60)。

続いて彼は、戦後におけるエジプトへの海外投資の停滞に焦点をあて、その問題の原因は海外でのエジプト人に対する偏見やプロパガンダ、エジプトのスターリング圏からの離脱などにあると説明している^(註61)。さらに、海外投資家がエジプトへの投資を躊躇するようになった理由として、エジプトにおける海外企業や外国人の地位をめぐる問題を指摘し、以下のように簡潔に3点にまとめている。

第一は、特に混合裁判所^(註62)の廃止以降の、エジプト在留に関する他国との条約の締結の遅れ。第二は、海外資本ならびに外国人雇用者や労働者の割合についての会社法の条項。第三は、エジプトにおける外国人の移住や滞在についての特別な行政上の手続き。^(註63)

しかし、このような問題があるにもかかわらず、リファアトはこれらの規制の一部が緩和される見通しもあることを指摘し、政府は、「形式よりも本質を優先し、偏狭な目的に縛られず現実の道理を認める」傾向を示している

と述べている。特に、政府の会社法についての再検討はより現実的なアプローチへの兆候として評価している。

論文の終わりでは、エジプトへの海外投資の誘引に関しての提案が示されている。まずは、海外投資の二つの基本的な目的に言及し、一つは利潤を得ること、二つめは、さらに重要目的として、将来的な富の確保であると明言している。続いて海外投資停滞の克服方法を提示した国際機関の専門家の解決案について詳しく説明し、これを参考にするべきとしている。つまり、重要となる事項は、政府による投資家への保証であるとし、具体的には、海外投資家への妥当な利潤の確保と本国への利潤の送金、正当な資本の撤退、矛盾した行政措置や手続きの撤廃などを保証することであると指摘している。さらに、リファアトは、外国人在留に関する法律を明確にする必要性を強調し、また、投資家たちの間では、不当な徴税や、エジプト政府による妥当な賠償のない会社の国有化や閉鎖などの勝手な措置が問題視されているとしている^(注64)。

著名な社会主義経済学者、ラーシド・バッラーウィー^(注65)も同様に海外投資の停滞について言及している。しかし、彼は、原因を投資家のリスクの回避や海外金融機関のエジプトへの不信のみに説明を限定せず、近年の投資の停滞は、工業投資の性格によるものでもあると分析している。

バッラーウィーはこの見解を月刊誌『キターブ』の1949年3月号に発表した「エジプトの工業投資」という論文で述べている。まずはバッラーウィーも、海外金融機関がエジプト工業への長期投資を回避している理由として2点あげ、第一に工業の停滞によって生じ

る投資の損失の可能性を懸念していること、第二に、海外金融機関は自らにとって最良の方法で長期投資を行いたいと思う一方、投資を受ける側はそれに必ずしも納得しないことが原因と説明している^(注66)。

しかし、バッラーウィーは続けて、これらの理由は海外金融機関の行動の説明としては不十分であると述べ、もう一つの要因として、他の国々でも同様に見られるように、工業投資そのものの性格に由来すると指摘している。工業化には信用貸しが不可欠なため、金融機関は工業建設には深く関わってその重要な基幹の役割を果たす。彼は、その現象を「金融資本と工業資本の強固な連携」と表現し、それがゆえに、海外金融機関はエジプトのように工業開発を国家の目標として明確に打ち出していない国への投資に深く関わることを意図的に回避する傾向にあると主張している^(注67)。

また、海外投資撤退のさらに他の理由として、国家の工業発展に参加する海外金融機関を指導するエジプト中央銀行^(注68)の出現があると指摘している。バッラーウィーは、この中央銀行の出現によって、エジプトは国益に沿った形での工業化を進めることができるようになるかと評価し、海外金融機関も、これまでの農業や鉱業部門への投資だけでなく、エジプトのやり方に沿って、エジプトの工業化に投資すべきであると主張している。バッラーウィーはさらに、エジプトの工業化における工業銀行の重要性を強調し、この工業銀行への政府の出資額が51%となったことを指摘し、政府の指導による今後のエジプトの工業発展を期待している^(注69)。

上述した二人の経済学者は、それぞれ立場は異なるものの、ともに海外資本を受け入れ

る姿勢をとった。しかし、1930年代から見られるように、海外資本とくに西洋資本を基本的に拒否する立場も根強く存在し、この考えは会社法成立の後にも表明されている。海外資本に基本的に反対する立場は、これまで見て来たように、マルクス主義者の一派、「青年エジプト」のなど国家主義的グループに加え、次の例のように、政権の中枢にいる人物まで幅広い立場の人々を含み、イデオロギー的な立場に関係なく、彼らに見られる共通項は、強いナショナリズム感情と言えよう。

最後に取り上げるその政権内の人物は、通商工業省の次官補であるムスタファー・マーヒルで、1951年に月刊経済紙『アハラーム・イクティサーディー』上に、「工業化には、エジプトとアラブの資本が使われなければならない」という見出しで記事を書いている。この表題から明らかなように、マーヒルは搾取的な欧米の資本に対してアラブ資本をエジプト資本と同種と捉え、後者の二つの資本のみで工業化の発展の実現をめざすべきというのが彼の主旨である。

彼は記事のなかで、海外投資の停滞を緩和するために出されている会社法のような修正案に言及し、海外の援助なしに工業化を達成した例をあげて、修正案に反対している。例えば、19世紀のエジプトで工業化も含めた国家経済の飛躍的な発展に導いたムハンマド・アリーを成功例にとり、「ムハンマド・アリーは工業化を進めるにあたって、海外資本には頼らなかった」と指摘している。

さらに、ミスル・グループの成果や「青年エジプト」の「ピアストル事業」や他国の同様の成功例も挙げ、「我が国の工業化において海外援助に依存することが無用であることは

これらからも明らかである」と主張している。修正案に関しては、海外投資家の野心は修正案で満たされることは決してないと述べている。

我々が法律を変更や修正するだけで、資本を国家の利益のために大規模に使うよう外国人を説得することはできはしない。彼らは、我々の体制、政府、財政を完全支配する以外に満足をしないうろし、一方で、覚醒した国家はどこでも同じように、我々はこれを決して受け入れることはできない。^(註70)

このマーヒルの記事が掲載された時期は、スエズ運河一帯におけるイギリス軍駐留に反対する闘争と対英条約の最終的な破棄が起こる数カ月前にあたり、マーヒルの強力な民族主義的論調は、さらに盛り上がりつつある国民感情に強く訴え、多くのエジプト人を惹きつけたことは容易に想像できよう。

株式会社法の施行から約3年後、イギリス大使館の労働顧問は、本国への年次報告で、この法律の施行後の影響について述べている^(註71)。それによれば、外国人の解雇や雇用をめぐる問題もあるが、「影響は予測されたよりも厳しいものではなく……エジプト国籍のない実業家や従業員にとって現実は決して楽ではないものの、1947年に予測されたほどではなかった」と説明している。また、エジプト政府は、エジプト在住の多くの「無国籍者」を「エジプト人」として取り扱っていると報告している。

このように、エジプトの外国人コミュニティは、最悪の事態を免れることになり、さらにその後、1950年の下院において、海外企業への制限を緩和する法改正の議論も行われた^(註72)。

そこでは、新会社での51%のエジプト資本を規定した第6条が批判的となり、この条項によって、外国人投資家は、会社を運営する権限が大幅に削減されることを恐れて投資を控えるようになったと指摘された。

そして、1952年7月23日の軍事クーデターが起こる直前、スィッリー内閣の通商産業省は、エジプト人の株の保有を最低49%に引き下げる法令を作成した。この法令は国家評議会で決定され、7月20日の閣議で正式に承認される予定となっていた。しかし、スィッリー内閣はその日に崩壊して承認には至らず、結局、この法令はクーデターを成功させた自由将校団によって、クーデターの1週間後の1952年7月30日に制定された^(註73)。

しかし、周知のように、軍事政権は数年後の1956年にスエズ運河を国有化し、これを端緒に、海外企業の一連のエジプト化、そして国有化を大規模に実施していくことになった。

おわりに

本稿では、1940年代、特に1947年の株式会社法の成立の前後に焦点をあてて、エジプトにおける海外資本と海外企業の雇用についてエジプト化の視点からさまざまな議論を検討した。大戦間期におけるミスル・グループなどの経済自立を目指す運動の中で、エジプトは、外国資本が必要であることを学んでいた。したがって、1940年代の議論の基調は、エジプトの経済発展を推進するうえで、海外資本とエジプトの経済の自立という課題をどうやって調和させるかということにあった。そして、この議論にかかわってくるもう一つの要素は、

1940年代後半に再び高まったナショナリズムであった。1920年代から始まった経済自立の動きも、エジプトの完全独立を求めるという政治的なナショナリズムとは不可分であった。ナショナリズムの高揚にともなって経済自立の要素がさらに強調されることとなり、これは1947年の会社法の成立過程の検討で明らかにされた。ただし、経済自立を、政治的なナショナリズムの範疇のみで解釈することは不十分で、経済的観点から経済自立の重要性を考えた議論も、多く見られた。この場合、海外資本を受け入れることを前提としたうえで、経済的視野からいかに条件を加えていくかが議論の焦点となった。1947年の会社法の成立は、ナショナリズムの要素が強かったが、当時の議論では、つねにこの経済発展、経済自立、そしてナショナリズムの三要素がせめぎあって各論者の議論が展開されたと言える。また、さまざまな議論の検討を通して言えることは、必ずしも論者の政治的イデオロギー的立場によって議論の特徴が検出されるとは限らないことである。政治的イデオロギー的立場も無関係ではないが、これのみならず、先に述べた経済発展と経済自立などの経済的考慮とナショナリズムの各々をどのように捉えるかによって、それぞれ個性ある議論が展開されたといえよう。

〔付記〕本稿は、筆者の博士論文“Sociopolitical Debates in Late Parliamentary Egypt, 1944-1952”（1998年、ハーバード大学）のPart III（The Debate on Economic Development）の第2章（Foreign Economic Roles and the Egyptianization of the Economy）を加筆・修正して作成したものである。

(注1) エジプトでは、アラビア語のエジプトを意味する「ミスル」から派生した「タムスィール」、つまり「エジプト化」という言葉がしばしば使用される。

(注2) 1910年から1913年までの統計によると、エジプトの総輸出額の綿花が占める割合は、92%であった (Owen[1969: 307])。

(注3) エジプトは、ヨーロッパ諸国との関税条約の更新交渉において、1930年に関税自主権を回復した。当時のエジプトの関税は、初期段階にあるエジプトの工業の保護のためと一般に解釈されているが、Mabro と Radwan は、多少異なった解釈を提示している。つまり、エジプトにおける1930年代、1940年代の関税は、関税収入の増加という財政的な目的を第一とし、次に、世界恐慌期の国内農業を保護することであったとしている。工業の保護は3番目の目的であったが、当時の関税はこの目的には完璧なものではなかったと論じている (Mabro and Radwan [1978: 62])。

(注4) ヨーロッパ諸国の国籍を持つエジプト居住者に与えられた特権で、当時はエジプト刑法の適用の除外、税金の免除が認められた。

(注5) ここでの「外国人居住者」は、エジプトで生まれたかエジプトに長期に滞在している外国人をさす。エジプト在住の裕福な「外国人居住者」の多くはヨーロッパ国籍を持っており、カピチュレーションの下に法的に保護され、エジプトの商工業に大きな役割を果たしていた。しかし、無国籍の外国人も多くおり、経済のエジプト化過程で国籍が問題視されるようになり、これらの人々は大きな影響を受けた。

(注6) Tignor[1984: 28]。

(注7) 官立法律学校卒業。ヘディーヴ領地管理局の官吏を経て、1905年より外資系企業の取締役を務める。第一次世界大戦開始前にドイツを訪れ、ドイツの経済・金融システムを学ぶ。1910年代の初めにエジプト人による銀行設立の提案を行う。(1876年生～1941年没)

(注8) ミスル銀行の成立や30年代の問題については、Davis[1983] に詳しい。

(注9) 「経済発展」派と「経済自立」派という言葉は、当時広く使われていた呼称ではなく、議論のタ

イブを明らかにするために、筆者が便宜的に用いたものである。

(注10) アフィーフィーは内科医であったが、1930年代初期には、スィドキー政権下で外務大臣となり、またその後、在イギリス大使となる。ミスル・グループの会長は、1939年～51年まで務め、1951年にはファールーク国王の枢密院長となる。(1886年生～1961年没)

(注11) Ḥafīz ʿAfīfī, 「エジプトの工業：平和時と戦争時における国家発展への影響」, *al-Muqataṭaf*, February, 1944, p. 117. (以下同様に、アラビア語雑誌の論文題目は日本語訳で表記する。)

(注12) 1920年に法律学校を卒業する。実業家のかたわら上院議員も務める。1949年に急死。

(注13) Zakariyā Muhrān, 「エジプトの工業とその発展のためになすべきこと」, *Majallat al-Shuʿun al-Ijtīmāʿiyya*, 5-5, May 1944, p. 46.

(注14) *Ibid.*

(注15) *Ibid.*

(注16) *Ibid.*, p. 47.

(注17) *Ibid.*, pp. 46-47.

(注18) *Al-Miṣrī*, May 5, 1945.

(注19) アハマド・サーディク・サアドについては、長沢栄治氏の以下の二つの論文に詳しい。「エジプト人ユダヤ教徒とマルクス主義運動—アハマド・サーディク・サアド研究(1)—」(『一橋論叢』第116巻第4号, 1996年10月, 726～747ページ)。「あるエジプト知識人による民衆的思想への接近—アハマド・サーディク・サアド研究(2)—」(『上智アジア学』第14号, 1996年, 75～85ページ)。

(注20) Aḥmad Ṣādiq Saʿd, 「我々は、条件付きで海外資本を受け入れなければならない」, (November 1, 1945, *al-Fajr al-Jadīd*) in Aḥmad Ṣādiq Saʿd, *Ṣafāḥāt min al-Yasār al-Miṣrī fī Aḡqāb al-Ḥarb al-ʿAlamiyya al-Thāniya, 1945-1946*, Cairo: Maktabat Madbūlī, 1976, p. 171.

(注21) *Ibid.*, pp. 171-172.

(注22) *Ibid.*, p. 174. サーディク・サアドは、「エジプト人資本主義者」もこの点では同じ意見である、と述べている。この「エジプト人資本主義者」を、彼は「経済研究者」と呼び、この見解を日刊紙『ワフド・ミスリー』(1945年5月25日)上で論じてい

- るとしている。この意見は、上記でみた『ミスリー』の匿名の「経済研究者」と同じで、サーディク・サアドが引用した新聞とは異なっているが、同一人物の可能性もある。
- (注23) *Ibid.*
- (注24) Ṣādiq Saʿd, 「論文『我々は海外資本に条件を加えなければならない』について：説明と謝意」, *Ibid.*, pp. 183-184.
- (注25) Jankowski[1975: 11-12].
- (注26) *Miṣr al-Fatā*, April 23, 1945.
- (注27) 「一般職員」の定義については、会社法の第5条に「管理運営、技術、事務処理、経理関係の仕事に携わり、会社よりその労働に対しての給料あるいは手当を得る者」とある (*Maḡābiṭ, Majlis al-Shuyūkh* (エジプト議会議事録, 上院) June 16, 1947, p. 1109)。「労働者」についてはとくに定義は明示されていないが、工場労働者、肉体労働者を指すと考えられる。
- (注28) エジプト人の雇用拡大については、ハーフィズ・アフィーフィーは、すでに1938年出版の著書『政治事情覚書』でこのテーマについての意見を述べている。同著のエジプトにおける工業発展についての章の中に、「海外企業とその経営にエジプト人を参加させる義務」という節を設け、エジプトにおいて海外企業の役割が必要ななかで、いかにエジプト人の経済活動を守っていくかを論じ、その具体策を提案している。具体的な提案の中で、海外企業に対してエジプト人を雇うことのみならず、エジプト人が知識や技術を会得する方向にもっていくべきであるとし、海外企業によるエジプト人の技術訓練を重要視し、最終的には技術的ポストはすべてエジプト人となるようにすべきと主張した (ʿAfifi [1938: 203-204])。
- (注29) 1923年の閣議によって、すべての新しい会社に関して、少なくとも1人の取締役はエジプト人であること、その会社の株の25%はエジプト国内で買われることが決定された。また同時に、会社は二つの日刊紙に公式の年次報告書を、アラビア語とフランス語で掲載することも決定された。1927年の法律は1923年の法令を修正し、株式会社は最低2人のエジプト人取締役を任命し、また、エジプトで購入された25%の株のうち、5分の4はエジプト人によって保有されなければならないとした (Ṣubayḥ [1992: 80-81])。また、1944年においては、会社は税金関係の一部文書をアラビア語で書くことが義務づけられた (*The United States of America, Confidential U.S. State Department Central Files, Egypt, 1945-1949*, Frederick, Md.: University Publications of America, Inc. Microfilm, 883.5034/12-947, December 9, 1947)。
- (注30) アター・アフィーフィーは、ミスル銀行系会社および外資系会社の両方あわせて14社の取締役であった (*Maḡmūd*[1998: 362])。アメリカ大使館の報告書には、独立系自由主義者と記されている (*Confidential Files*, April 24, 1946, 833.5034/4-1146)。また、1000フェッダーン (約1000エーカー) の農地を所有する政府高官を父親とした (*Deeb* [1979: 69, 108])。
- (注31) *Maḡābiṭ, Majlis al-Nuwwāb* (エジプト議会議事録, 下院), January 21, 1947, p. 512.
- (注32) スクラシーの法案についての見解は、アメリカ大使館の報告書に記録されている。それによると、彼は、アメリカ人外交官との会談中、「現在の民族主義的な高揚を考慮すれば、法案中の争点となる条項について、政府が直接反対をするのは、賢明でないと思われる」と述べた。しかし、スクラシー・バジャは、法律の施行と運用において、政府は柔軟かつリベラルに対応するであろうと言った」とされる (*Confidential Files*, 883.5034/7-947, July 9, 1947)。しかし、この発言が、アメリカ向けであったか、本心であったかは、さらに検討の余地がある。
- (注33) *Maḡābiṭ, Majlis al-Nuwwāb*, January 21, 1947, appendix 4, pp. 530-531; *Maḡābiṭ, Majlis al-Shuyūkh*, June 30, 1947, pp. 1340-1341. *Confidential Files*, 883.5034/12-2846 (December 28, 1946); 883.5034/3-1147 (March 11, 1947); 883.5034/6-2147 (June 21, 1947).
- (注34) ここでは、株式会社法における、エジプト資本とエジプト人雇用の規定についてのみ検討する。
- (注35) *Maḡābiṭ, Majlis al-Nuwwāb*, January 21, 1947, Appendix 4, p. 528.
- (注36) *Ibid.*
- (注37) 彼は、弁護士としてスタートし、立憲自由党の最初の党理事会のメンバーであった。父親はアス

- ユートの聖書行商人 (bible colporteur) といわれている (Deeb [1979: 77, 113, 289])。しかし、のちに同党を離脱し、1930年代初期には、スィドキー内閣の閣僚となっている (Marsot [1977: 157])。また、ドゥースは11社の会社の取締役であったとされ (Al-Disūqī [1976: 254])、1920年代には海外利権会社の弁護士でもあった (Berque [1972: 294])。
- (注38) *Maḍābiḥ, Majlis al-Nuwwāb*, June 10, 1947, pp. 1034-1035.
- (注39) 有力な大土地所有の家系の出身で、1931年にフアード1世大学 (現カイロ大学) 法学部を卒業する。1940年代半ばには、ワフド党の幹事に抜擢され、1950年のワフド政権下では、内務・財務大臣などに就任した。1952年の革命後の裁判では、革命前の種々の活動のために有罪となったが、サダト政権以降には政治復活し、新ワフド党の指導者となった。(1910年生～2000年没)
- (注40) *Ibid.*, p. 1036.
- (注41) *Confidential Files*, 883.5034/3-1147, March 11, 1947.
- (注42) *Confidential Files*, 883.5034/6-2347, June 23, 1947.
- (注43) *Confidential Files*, 883.5034/1-1547, January 15, 1947.
- (注44) PRO, FO 371/63065/J99/699/16, February 12, 1947.
- (注45) *Egyptian Gazette*, December 17, 1946, in *Confidential Files*, 883.5034/1-1547, January 15, 1947.
- (注46) *Confidential Files*, 883.5034/1-648, January 6, 1948 (Anxiety of Foreign Minority Groups in Alexandria over Measures being Adopted by the Egyptian Government II), p. 2.
- (注47) *Confidential Files*, 883.5034/12-947, December 9, 1947, (Anxiety of Foreign Minority Groups in Alexandria over Anti-foreign Attitude of the Egyptian Government), p. 3.
- (注48) *Ibid.*, p. 2.
- (注49) *Ibid.*, p. 1.
- (注50) *Ibid.*, p. 2.
- (注51) *Confidential Files*, 883.5034/8-1947, August 19, 1947.
- (注52) *Confidential Files*, 883.5034/12-947, December 9, 1947, p. 2.
- (注53) *Confidential Files*, 883.5034/1-648, January 6, 1948, p. 3.
- (注54) *Al-Ahrām*, September 1, 1947.
- (注55) *Ibid.*, September 21, 1947.
- (注56) A. A. I. El-Gritly, "The Structure of Modern Industry in Egypt," *L'Égypte Contemporaine*, 1947, pp. 412-413. グリートリーは、会社法の性格を知る上で参考となる興味深い説明を、以下のように行っている。法案における「海外投資の部分は、……賛成票を獲得する目的で含まれていた。法案の背後にある真の対立は、エジプトの資本主義者間の「農業部門と工業部門の指導者と勢力争い」であった。この見解は、上述したように、議会での会社法の審議では、エジプト人取締役への制限など国内問題に多くの時間が割かれたことと一致している。
- (注57) *Ibid.*, p. 413.
- (注58) 海外企業の視点から、この時期におけるエジプトでの企業運営や投資状況を詳しく説明した著書に関しては、Tignor [1989] に詳しい。
- (注59) リファアトは、同時に実業家でもあった。後にエジプト工業連盟の理事長となり、1970年代終わりにはアフリカ・アジア協力機構の事務局長に就任している。
- (注60) Rif'at [1951: 31].
- (注61) *Ibid.*, p. 32.
- (注62) カピチュレーションによってエジプトの司法管轄外にある外国人が関わった民事事件を裁判する裁判所で、1876年に設立された。
- (注63) *Ibid.*, p. 33.
- (注64) *Ibid.*, p. 34.
- (注65) 1907年生まれ。デルタ地方の低中産階級に生まれる。教師となったあとイギリスに渡り、ロンドン大学で歴史学の学士号と修士号を得る。1942年にフアード1世大学で、講師となる。ファーティマ朝の経済史で博士号をとり、1947年から同大学の商学部で教鞭をとる。民主的社会主義者として社会改革に関して数々の論文、記事を執筆し、著名な論客となる。1952年直後、自由将校団から指名され農地改革法案作成を行う (Meijer [1995: 72-75])。
- (注66) Rāshid al-Barrāwī, 「エジプトの工業投資」,

- al-Kitāb*, March 1949, p. 377.
- (注67) *Ibid.*
- (注68) エジプト国民銀行は、1951年に中央銀行となった。この新しい中央銀行は、以前と同様に私営銀行のままであったが、この最高金融委員会は財務大臣が委員長となり、エジプトの金融システムを管理した (Tignor[1984: 198])。
- (注69) Al-Barrāwī, 「エジプトの工業投資」, p.378.
- (注70) *Al-Ahrām al-Iqtisādī*, April 1951.
- (注71) PRO, FO 371/80606, March 27, 1950.
- (注72) Rif ʿat[1951: 33]; Al-Ahrām al-Iqtisādī, April 1951 (Muṣṭafā Māhir); Ṣubayḥ[1992: 243-244].
- (注73) Ṣubayḥ[1992: 243-247]; El-Barawy[1952: 226].

[参考文献]

政府関係資料:

- Maḍābiḥ, Majlis al-Nuwwāb* (エジプト議会議事録, 下院), 1947.
- Maḍābiḥ, Majlis al-Shuyūkh* (エジプト議会議事録, 上院), 1947.
- The United States of America, *Confidential U.S. State Department Central Files, Egypt, 1945-1949*, Frederick, Md.: University Publications of America, Inc. Microfilm.
- The United Kingdom, Public Record Office(PRO), FO 371, 1947, 1950.

新聞:

- Al-Ahrām*, 1947.
- Al-Ahrām al-Iqtisādī*, 1951.
- Al-Miṣrī*, 1945.

雑誌:

- L'Égypte Contemporaine*, 1947.
- Al-Kitāb*, 1949.
- Majallat al-Shūʿun al-Ijtimāʿiyya*, 1944.
- Miṣr al-Fatā*, 1945.
- Al-Muqtaṭaf*, 1944.

著書・論文:

- ʿAfīfī, Ḥāfiẓ [1938] *ʿAlā Ḥamish al-Siyāsa: Baḍ Masāʾilīnā al-Qawmiyya*, Cairo: Dār al-Kutub al-Miṣriyya.
- Berque, Jacques [1972] *Egypt: Imperialism and Revolution*, Trans. Jean Stewart, London: Faber and Faber.
- El-Barawy, Rashed [1952] *The Military Coup in Egypt: An Analytic Study*, Cairo: Renaissance Bookshop.
- Davis, Eric [1983] *Challenging Colonialism: Bank Misr and Egyptian Industrialization 1920-1941*, Princeton: Princeton University Press.
- Deeb, Marius[1979] *Party Politics in Egypt: the Wafd and its Rivals, 1919-1939*, London: Ithaca Press.
- Al-Disūqī, ʿAṣim Aḥmad [1976] *Miṣr fi al-Ḥarb al-ʿAlamiyya al-Thāniya, 1939-1945*, Cairo: Jāmiʿat al-Duwal al-ʿArabiyya, al-Munazzama al-ʿArabiyya li-l-Tarbiya wa-l-Thaqāfa wa-l-ʿUlūm.
- Jankowski, James P. [1975] *Egypt's Young Rebels "Young Egypt," 1933-1952*, Stanford: Hoover Institution Press.
- Mabro, Robert and Samir Radwan [1978] *The Industrialization of Egypt 1939-1973: Policy and Performance*, 1976, Oxford: Oxford University Press.
- Maḥmūd, Yaḥyā Muḥammad [1998] "Tamṣīr al-Sharikāt al-Ajnabiyya fi Miṣr 1924-1956," *Majallat Kulliyā al-Ādāb, Jāmiʿat al-Qāhira*, 58-4, October, pp. 355-381.
- Marsot, Afaf Lutfi al-Sayyid [1977] *Egypt's Liberal Experiment: 1922-1936*, Berkeley: University of California Press.
- Meijer, Roel [1995] *The Quest for Modernity: Secular Liberal and Left-Wing Political Thought in Egypt, 1945-1958*, Amsterdam: University of Amsterdam.
- 中岡三益[1977]「両大戦間期におけるエジプトの株式会社について」(原覺天編『アジア経済の発展構造』勁草書房) 209~236ページ。
- 長沢栄治[1996a]「エジプト人ユダヤ教徒とマルクス主義運動—アハマド・サーディク・サアド研究(1)—」(『一橋論叢』第116巻第4号) 726~747ページ。

- ジ。
- [1996b] 「あるエジプト知識人による民衆的思想への接近—アハマド・サーディク・サアド研究(2)—」 (『上智アジア学』第14号) 75～85ページ。
- Owen, E. R. J. [1969] *Cotton and the Egyptian Economy 1820-1914: A Study in Trade and Development*, Oxford: Oxford University Press.
- Rif ʿat, Muḥammad ʿAlī [1951] *Mashākil Miṣr al-Iqtisādīyya*, vol. 1, Cairo: Maktabat al-Anjilū al-Miṣriyya.
- Saʿd Aḥmad Ṣādiq [1976] *Ṣafāḥāt min al-Yasār al-Miṣrī fī Aʿqābal-Ḥarb al-ʿAlamiyya al-Thāniya*, 1945-1946, Cairo: Maktabat Madbūlī.
- Ṣubayḥ, ʿAbd al-Salām ʿAbd al-Ḥalīm ʿAmir, [1992] *Al-Raʾsmāliyya al-Ṣināʿiyya wa-Dawruhā fī Miṣr fī Marḥalat al-Mashruʿāt al-Ḥurra 1916-1957*, Cairo: al-Hayʾa al-Miṣriyya al-ʿAmma li-l-Kitāb.
- Tignor, Robert L. [1984] *State, Private Enterprise, and Economic Change in Egypt, 1918-1952*, Princeton: Princeton University Press.
- [1989] *Egyptian Textiles and British Capital, 1930-1956*, Cairo: American University in Cairo Press.
- (いけだ みさこ／光陵女子短期大学助教授)